

大阪公立大学法学研究科法曹養成専攻研修生による 聴講に関する申し合わせ

制 定 令和7年1月15日

(趣 旨)

第1条 この申し合わせは、大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成研修生規程第2条の学習支援に関して、大阪公立大学大学院法学研究科(以下「本研究科」という。)法曹養成研修生による、本研究科法曹養成専攻の授業の聴講に関し、必要な事項を定める。

(申 出)

- 第2条** 本研究科法曹養成専攻の授業を聴講しようとする法曹養成研修生は、各学期始めの所定の期日までに、本研究科法曹養成専攻専攻長(以下「専攻長」という。)に聴講の申出をしなければならない。
- 2 前項の申出の様式については、別に定める。
 - 3 聴講を希望する法曹養成研修生は、申出に先立って、授業担当教員への事前相談を必要とする。

(科目および単位数)

第3条 法曹養成研修生が聴講できる授業科目は、次の通りとする。

公法理論の展開
民法理論の展開A
民法理論の展開B
商法理論の展開
刑事法理論の展開
法学研究科法曹養成専攻履修規則別表第3の三に定める選択科目

(許 可)

- 第4条** 専攻長は、法曹養成研修生からの申出に基づき、本研究科法曹養成専攻の授業の聴講を許可することができる。
- 2 前項の規定に基づき聴講を認めることができる科目の単位数は、原則として、各学期ごとに一人あたり6単位までとする。
 - 3 専攻長が第1項の許可をするに際しては、対象となる授業を履修する人数その他の修学上の環境に配慮して、許可する人数を限定することができる。

(義務等)

第5条 前条第1項の規定により聴講を許可された法曹養成研修生は、聴講を許可された授業科目の担当教員の指示に従わなければならない。

- 2 法曹養成研修生が前項の担当教員の指示に従わないときは、専攻長は、当該担当教員および教務委員の意見を聞いた上で、聴講の許可を取り消すことができる。

附 則（制定 令和7年1月15日）

この申し合わせは、令和7年4月1日から施行し、1年間令和8年3月31日限りその効力を失う。